

過料徴収及び指導体制について

- 1 路上喫煙防止指導員の配置
- 2 制服デザイン
- 3 過料徴収にかかる決済方法の検討
- 4 啓発指導の委託化の検討

令和 5 年 3 月 22 日
大 阪 市 環 境 局

1 路上喫煙防止指導員の配置

(1) 現行

- 路上喫煙防止指導員全員を環境局あべのルシアス庁舎に配置。

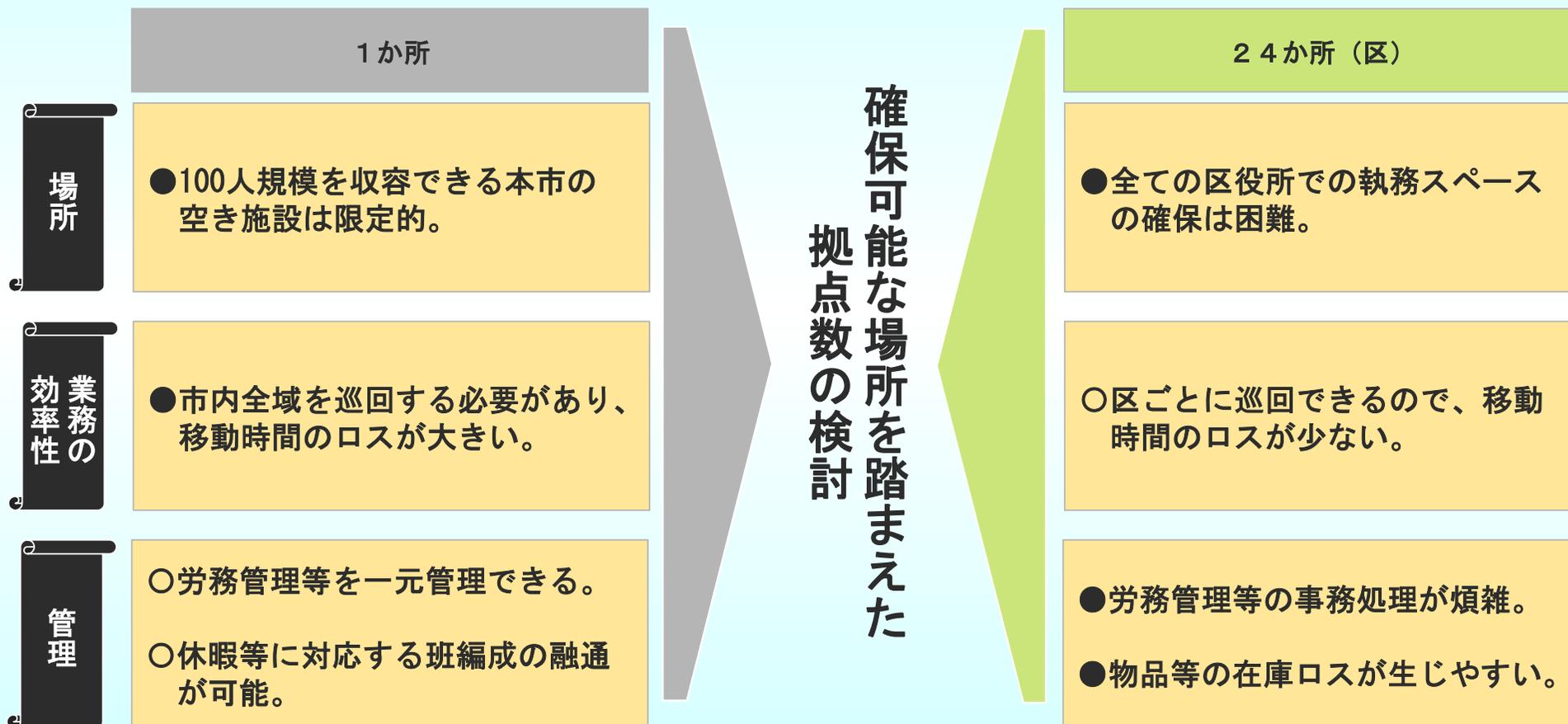
体制	○ 主任 1名 (警察OB) ○ 路上喫煙防止指導員 12名 (警察OB)
業務内容	○ 主任 連絡調整・過料徴収金の集計・苦情対応など ○ 路上喫煙防止指導員 各禁止地区での啓発指導や定点調査など

市内全域での路上喫煙禁止

路上喫煙防止指導員が巡回するエリアが大幅に拡大するため、増員が必要
効率的に巡回するためには、分散配置も検討

1 路上喫煙防止指導員の配置

(2) 拠点数にかかるメリット・デメリット



※ 表中「○」はメリットを、「●」はデメリットを示す。

2 制服デザイン

(1) 現行



夏服



冬服

- ・ 警察の制服を意識して制作
- ・ 制度発足当初よりデザインは変更していない。

2 制服デザイン

(2) 検討案

神戸市では、令和4年度より制服のベストを威厳のあるデザインに変更しており、現場対応等が円滑に進み、抑止効果も高いと検証されている。

大阪市でも、市内全域での路上喫煙禁止にあたり、指導員の巡回指導による啓発効果の向上を目的として、制服デザインの刷新も検討していく。



3 過料徴収にかかる決済方法の検討

(1) 現行

- ・ 違反現場での即時納入（現金徴収）

(2) 現金以外での徴収

- ・ スマートフォンアプリ決済サービスを利用できる「指定納付受託者制度」があるが、令和3年の法改正により導入された制度であるため、事例が少ない。
- ・ そのため、今後も上記制度の活用状況等を注視しつつ、引き続き検討していきたい。

4 啓発指導の委託化の検討

(1) 現行

大阪市では、路上喫煙防止指導員(警察OB)による巡回指導のみを実施しており、民間委託による巡回等は実施していない。

(2) 民間委託化に向けた課題

過料徴収については、不利益処分に該当し、処分に際しては違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合には審査請求もできる旨の教示等、地方自治法や行政不服審査法等に基づいて適切な手続きを行う必要があるため、条例では路上喫煙防止指導員のみが実施できる。

そのため、民間委託できる範囲は巡回啓発に限られる。

4 啓発指導の委託化の検討

(3) 対応方針

民間委託により巡回啓発の頻度を高めることは、路上喫煙の抑制に一定の効果が
見込まれるが、過料徴収が伴わないため、路上喫煙防止指導員による啓発指導の方
が効果が高いと考えられ、引き続き本市指導員による指導啓発を実施する。
引き続き、班構成は検討が必要と考える。